

平成 24 年度愛媛県地震被害想定調査 業務委託事業者募集要項

1 目的

当該業務は、中央防災会議が大規模地震として検討対象とした南海トラフの巨大地震のほか、本県に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線活断層による地震など、本県における最大クラスの地震発生に伴う被害想定調査を実施し、地域の危険性を総合的、科学的に把握するとともに、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るため、調査の趣旨に最もふさわしい専門能力を有する事業者を選定する必要な事項を定めることを目的とする。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加申込資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

平成 24 年度愛媛県地震被害想定調査業務

(2) 委託期間

契約日から平成 25 年 3 月 29 日まで

(3) 業務内容

平成 24 年度愛媛県地震被害想定調査業務仕様書による

(4) 委託料上限額

69,273 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局危機管理課防災企画係（愛媛県庁第一別館 3 階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 089-941-2111（代表） 089-912-2317（直通）

FAX 番号 089-941-2160

メールアドレス kikikanri@pref.ehime.jp

5 企画提案の参加資格

知事の審査を受け、平成 23・24・25 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格（調査・研究・検査）を有すると認められた愛媛県内に本店・支店・営業所を有する者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 年間で、地震被害想定（予測）に関する業務の受注実績（財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に登録されたもののうち、業務が完了したものに限る。）を有する者であること。

6 募集要項の配布

- (1) 募集要項の掲載期間

平成 24 年 5 月 15 日（火）から 6 月 1 日（金）まで

- (2) 募集要項の交付方法

募集要項等は、(1)の間、愛媛県 HP の発注情報において閲覧することができる。

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式 1）を提出すること。

なお、提出期間内に参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

- (1) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

- (2) 提出期間

持参による場合は、平成 24 年 5 月 15 日（火）から 5 月 22 日（火）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とします。なお、郵送による場合は、平成 24 年 5 月 22 日（火）の 17 時 15 分まで

の必着とする。

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、平成24年6月1日(金)17時15分までに、辞退届(様式2)を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要項等に質疑がある場合は、質問書(様式3)をWord形式により作成し、電子メールに添付のうえ「4 担当部局及び連絡先」へ送付のこと。なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

() 受付期間

平成24年5月15日(火)8時30分から5月17日(木)17時15分まで

() 回答方法

質問者に対し、電子メールにより、平成24年5月21日(月)までに回答を送付する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

| | |
|-------------------|----|
| ア 企画提案提出書(様式4) | 1部 |
| イ 法人・団体の概要書(様式5) | 6部 |
| ウ 同種業務の受注実績表(様式6) | 6部 |
| エ 企画提案書 | 6部 |

(2) 企画提案書のテーマ

(3) 企画提案書の作成方法

記述はできる限り平易な表現(図表等を含む)を用いるとともに、用紙はA4判を基本として、次の点に留意して作成のこと。

ア 調査業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって工程及び作業手順、基本的な取組方針や着眼点等について記載すること。

イ 基礎資料の収集

地盤モデルの作成・・・地盤モデルの作成に必要な基礎資料とその収集方法、地盤モデルの作成方法について記載すること。

土砂災害危険箇所等の現況把握・・・土砂災害危険箇所等の現況把握方法について記載すること。

津波の想定のための現況把握・・・津波の想定のための現況把握に必要な基礎資料とその収集方法について記載すること。

社会条件資料の収集・・・必要な社会条件資料の項目とその収集方法につい

て記載すること。

提案・・・その他の有効かつ効果的な提案があれば記載すること。

ウ 被害想定（自然現象）

地震動の想定・・・地震動の想定方法や考え方等について記載すること。

液状化危険度の想定・・・液状化危険度の想定方法や考え方、アウトプット等について記載すること。

土砂災害危険箇所の想定・・・土砂災害危険箇所の想定方法や考え方、アウトプット等について記載すること。

津波の想定・・・津波の想定方法や考え方、アウトプット等について記載すること。

提案・・・その他の有効かつ効果的な提案があれば記載すること。

エ 調査体制及び業務従事者の能力・適格性

調査体制・・・調査体制及び人員、配置予定の技術者が担当する業務内容について記載すること。

事業者の同種業務の実績・・・過去 10 年間に実施した同種業務の実績を記載すること。

管理技術者の能力・適格性・・・管理技術者の経歴・資格（専門性）等について記載すること。

管理技術者の実績・・・過去 10 年間に従事した同種業務の件数を記載すること。

オ 成果品

成果品について記載すること。

カ 見積書

見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

（４）提出方法

持参又は郵送により「４ 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

（５）提出期間

持参による場合は、平成 24 年 5 月 23 日（水）から 6 月 1 日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とする。なお、郵送による場合にあっては、平成 24 年 6 月 1 日（金）の 17 時 15 分までに必着とする。

（６）留意事項

企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。

提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 最優秀提案者の選定

(1) 選定の手続等

ア 提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の中から最優秀提案者を選定するため、愛媛県地震被害想定調査委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。

イ 審査会における審査は次のとおりとする。

- ・1次審査…書面審査
- ・2次審査…書面審査、プレゼンテーション及びヒアリング

ただし、提案者が5者を超えない場合は、1次審査は行わない。

ウ 1次審査における書面審査については、次のとおり実施する。なお、1次審査を行った場合、その結果は全提案者へ通知する。

実施日時…平成24年6月6日(水)

エ 2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。

実施日時…平成24年6月11日(月)9時30分から

(個々の時間は別途通知する。)

実施場所…愛媛県庁本庁舎 第1別館3階 災害対策室A

説明時間…プレゼンテーションは15分程度とし、ヒアリングは10分程度とする。

説明者…本業務に従事予定の管理技術者1名及びその他の者2名以内とする。

オ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

カ 審査会でのプレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める。(パソコン、プロジェクターは準備する。当日使用するデータは、CD又はメールにて事前に「4 担当部局及び連絡先」まで提出すること。なお、当日は、提案者の責任で操作すること。)

キ 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の評価基準

別添のとおり。

11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

1 2 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金・・・免除
- (3) 別添「平成 24 年度愛媛県地震被害想定調査仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく締約を締結しないとき、又は協議が整なかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

1 3 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。